

3 特別免許状を活用した選考

			特別免許状を活用した選考					一般選考
				特別選考				
				英語の資格	スポーツ・芸術での技能 や実績	社会人特別 選考	その他	
1	北海道	○	○			○		
2	青森県	○	○	○		○		
3	岩手県	○	○		○	○	○	
4	宮城県	○*						○*
5	秋田県	○	○		○	○		
6	山形県							
7	福島県							
8	茨城県							
9	栃木県	○	○			○		
10	群馬県	○	○			○		
11	埼玉県	○	○			○		
12	千葉県	○	○			○		
13	東京都							
14	神奈川県	○	○			○		○*
15	新潟県							
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県							
20	長野県	○	○				○	
21	岐阜県							
22	静岡県	○	○				○	
23	愛知県	○	○			○		
24	三重県	○	○			○		
25	滋賀県							
26	京都府	○	○		○	○		
27	大阪府	○	○			○		
28	兵庫県	○	○			○		
29	奈良県	○	○			○		
30	和歌山県	○	○		○			*
31	鳥取県							
32	島根県	○						○
33	岡山県	○	○	○		○		
34	広島県	○	○			○		
35	山口県	○	○			○		
36	徳島県	○	○			○		
37	香川県	○	○			○		
38	愛媛県							
39	高知県	○	○			○		
40	福岡県							
41	佐賀県							
42	長崎県							
43	熊本県							
44	大分県	○	○			○		
45	宮崎県							
46	鹿児島県							
47	沖縄県							

		特別免許状を活用した選考						
			特別選考				一般選考	
			英語の資格	スポーツ・芸術での技能 や実績	社会人特別 選考	その他		
48	札幌市	○	○			○		
49	仙台市	○*						○*
50	さいたま市							
51	千葉市	○	○			○		
52	横浜市							
53	川崎市							
54	相模原市							
55	新潟市							
56	静岡市							
57	浜松市							
58	名古屋市							
59	京都市	○	○		○		○*	○
60	大阪市							
61	堺市							
62	神戸市							
63	岡山市	○*	○*	○				
64	広島市	○	○			○		
65	北九州市							
66	福岡市							
67	熊本市							
68	豊能地区							
		33 (30)	30 (29)	3 (2)	5 (5)	25 (25)	4 (3)	5 (3)

(注) 1 *は前年度から変更のあった県市を表す。

2 ()内は前年度の数値。

3 特別免許状を活用した選考

(1) 特別免許状を活用した特別選考

※ 実施縣市一覧は、前々ページを参照。

資格要件等の詳細は「Ⅲ. 試験免除・特別選考等 2特別選考(166～290ページ)」を参照。

(2) 特別免許状を活用した一般選考

県市名	対象とする校種・教科	資格要件	選考方法・試験内容
宮城県	高等学校・看護	ア 平成26年4月1日現在有効である高等学校教諭看護の専修又は一種の普通免許状を有している者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者。 イ 看護師、保健師、又は助産師の免許証を有し、看護師、保健師、又は助産師として、出願の時点で原則として5年以上業務に従事した経験を持ち、教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、特別免許状取得の意志を有する者。	他の校種・教科における一般選考・教職経験者特別選考に同じ。
神奈川県	自立活動担当	次の(1)～(4)をすべて満たす人 (1) 言語聴覚士又は臨床心理士のいずれかの資格を有し、その資格に基づく職務経験が出願時に3年以上ある人 (2) 教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状の申請が可能なる人 (3) 昭和29年4月2日以降に出生した人 (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない人	(1) 第1次試験 ・一般教養試験 (2) 第2次試験 ・論文試験 ・個人面接
島根県		高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を5年程度有する者。	一般の受験者と同じ。
仙台市	高等学校・看護	ア 平成26年4月1日現在有効である高等学校教諭看護の専修又は一種の普通免許状を有している者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者。 イ 看護師、保健師、又は助産師の免許証を有し、看護師、保健師、又は助産師として、出願の時点で原則として5年以上業務に従事した経験を持ち、教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、特別免許状取得の意志を有する者。	他の校種・教科における一般選考・教職経験者特別選考に同じ。
京都市	中学校・数学, 中学校・理科, 高等学校・数学, 高等学校・理科, 高等学校・工業	対象とする校種・教科については、普通免許状の所有及び取得見込みがない場合でも受験することができる。 (補足事項) ①特別免許状が授与されれば、教諭として正式採用する。 ②特別免許状が授与されない場合には、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、平成31年4月1日までに普通免許状を取得すれば、教諭として正式採用する。	一般選考と同様。